

第4章 高齢者の将来推計とサービス量の見込み

1 人口の将来推計

人口の減少が避けられない中、65歳以上の高齢者人口についても少しずつ減少していますが、後期高齢者人口についてはいまだ増加傾向にあり、令和12年度まで増加する見込みです。

表4-1-1 推計人口

(単位：人、%)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
総人口	4,553	4,385	4,312	4,232	3,911
割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
40歳未満	1,298	1,239	1,208	1,177	1,056
割合	28.5	28.2	28.0	27.8	27.0
40～64歳	1,426	1,306	1,274	1,241	1,107
割合	31.3	29.8	29.6	29.3	28.3
65歳以上	1,829	1,840	1,830	1,814	1,748
割合	40.2	42.0	42.4	42.9	44.7
前期高齢者	777	722	692	670	582
割合	17.1	16.5	16.0	15.8	14.9
後期高齢者	1,052	1,118	1,138	1,144	1,166
割合	23.1	25.5	26.4	27.1	29.8

(注) 1 令和5年度は住民基本台帳(6月末)の数値

2 令和6年度以降は国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口推計(H30公表)

2 要介護認定者数の推計

各年代の推計人口を基に、要介護認定率の実績を踏まえ、要介護認定者数を推計します。

平成26年度の制度改正による介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、今まで自立で町単独事業を利用していた人が介護認定を受けたため、軽度の認定者も増えており、第9期計画中の認定率は19%台で推移すると見込んでいます。

表4-2-1 要介護認定者数の推計

(単位：人、%)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	
65歳以上	要支援1	59	62	63	62	64
	要支援2	33	35	34	35	37
	要介護1	77	82	85	86	91
	要介護2	43	44	45	45	46
	要介護3	29	29	29	30	32
	要介護4	44	47	48	50	50
	要介護5	41	46	47	47	50
	小計	326	345	351	355	370
認定率	17.8	19.1	19.2	19.6	21.2	
40～64歳	10	10	10	10	10	
合計	336	355	361	365	380	

(注) 令和5年度は6月末の数値

3 保険料段階別の第1号被保険者数の推計

第9期計画期間の第1号被保険者の介護保険料については、国の示す区分基準と同じ扱いとすることとし、毎年住民税賦課状況により決定しますが、令和5年度の住民税賦課状況を基にして、所得段階別の第1号被保険者数を推計しています。

所得段階につきましては、第9期計画（令和6年度～）より、これまでの9段階から13段階に増えています。

表4-3-1 所得段階別の第1号被保険者数の推計

(単位：人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期合計	令和12年度
第1段階 (高齢福祉年金、生活保護受給者) (世帯全員が住民税非課税)	313	311	309	933	297
第2段階 (世帯全員が住民税非課税)	198	197	195	590	188
第3段階 (世帯全員が住民税非課税)	156	155	153	464	148
第4段階 (本人が住民税非課税)	221	221	218	660	211
第5段階 (本人が住民税非課税)	279	279	276	834	266
第6段階 (住民税課税で所得120万円未満)	271	268	267	806	257
第7段階 (住民税課税で所得210万円未満)	200	198	197	595	189
第8段階 (住民税課税で所得320万円未満)	105	104	103	312	99
第9段階 (住民税課税で所得420万円未満)	40	40	40	120	38
第10段階 (住民税課税で所得520万円未満)	22	22	22	66	21
第11段階 (住民税課税で所得620万円未満)	9	9	9	27	9
第12段階 (住民税課税で所得720万円未満)	3	4	3	10	3
第13段階 (住民税課税で所得720万円以上)	23	22	22	67	22
合 計	1,840	1,830	1,814	5,484	1,748

(注) 第1段階、第4段階…本人の「合計所得金額+課税年金収入」が80万円以下
第2段階…本人の「合計所得金額+課税年金収入」が120万円以下

4 介護保険サービス量の見込み

居宅サービス利用者数は、要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を差し引いて推計しています。

表 4-4-1 居宅サービス利用者数の推計

(単位：人)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
要支援 1	59	60	60	64
要支援 2	35	34	35	38
要介護 1	53	54	55	58
要介護 2	30	30	31	32
要介護 3	12	11	13	13
要介護 4	11	12	12	14
要介護 5	14	15	15	16
合 計	214	216	221	235

(1) 居宅サービス量の見込み

居宅サービス量は、いずれも今までの利用実績及び国が示した見える化システムを基にして、本町の实情に合わせ調整し、推計しています。

①訪問介護

表 4-4-2 訪問介護サービス目標量

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	8,184	8,184	8,184	8,736

②訪問入浴介護

今後もサービスの利用が想定されるため、引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-3 訪問入浴介護サービス目標量

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	158	158	158	158

③訪問看護

表 4-4-4 訪問看護サービス目標量

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	1,692	1,692	1,692	1,692

④訪問リハビリテーション

今後もサービスの利用が想定されるため、引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-5 訪問リハビリテーションサービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	451	458	463	454

⑤居宅療養管理指導

今後もサービスの利用が想定されるため、引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-6 居宅療養管理指導目標量 (単位：人/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	84	84	84	96

⑥通所介護

表 4-4-7 通所介護サービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	3,798	3,856	3,894	4,079

⑦通所リハビリテーション

今後もサービスの利用が想定されるため、引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-8 通所リハビリテーションサービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	1,105	1,105	1,105	1,151

⑧短期入所生活介護

表 4-4-9 短期入所生活介護サービス目標量 (単位：日/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	3,900	3,900	3,900	3,900

⑨短期入所療養介護

表 4-4-10 短期入所療養介護サービス目標量 (単位：日/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	408	408	408	528

⑩特定施設入居者生活介護

町内には該当施設はありませんが、引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-11 特定施設入居者生活介護サービス目標量 (単位：人/月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	12	13	13	13

⑪福祉用具貸与

表 4-4-12 福祉用具貸与サービス目標量 (単位：人/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	996	1,020	1,056	1,104

⑫特定福祉用具購入

表 4-4-13 特定福祉用具購入サービス目標量 (単位：人/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	24	24	24	24

(2) 地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービス量は、第 8 期計画期間中の実績や整備状況を勘案して推計しています。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

町内にサービスを提供する事業所はありませんが、近隣市町に住所地特例で入所されている人の利用を見込んでいます。

表 4-4-14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	730	730	730	730

②夜間対応型訪問介護

町内にサービスを提供する事業所がなく、当面はサービス量を見込みません。

③認知症対応型通所介護

町内にサービスを提供する事業所はありませんが、近隣市町に住所地特例で入所されている人の利用を見込んでいます。

表 4-4-15 認知症対応型通所介護サービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	180	180	180	180

④小規模多機能型居宅介護

町内にサービスを提供する事業所がなく、当面はサービス量を見込みません。

⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

町内グループホームの入居定員数で利用を見込んでいます。

表 4-4-16 認知症対応型共同生活介護サービス目標量 (単位：人/月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	18	18	18	18

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

町内にサービスを提供する事業所がなく、当面はサービス量を見込みません。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

町内にサービスを提供する事業所がなく、当面はサービス量を見込みません。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

町内にサービスを提供する事業所がなく、当面はサービス量を見込みません。

⑨地域密着型通所介護

居宅サービスから移行されたもので、町内では 2 事業所が対象施設になります。

表 4-4-17 地域密着型通所介護サービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	2,100	2,100	2,100	2,100

(3) 住宅改修

表 4-4-18 住宅改修目標量 (単位：人/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	24	24	24	24

(4) 居宅介護支援（ケアプランの作成）

48 ページの表 4-4-1 「居宅サービス利用者数の推計」を基に推計しています。

表 4-4-19 居宅介護支援サービス目標量 (単位：件/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	1,368	1,368	1,392	1,428

(5) 介護保険施設サービス量の見込み

介護保険施設サービス量は、第 8 期計画期間中の実績や広域的な施設整備状況等を勘案して推計しています。

表 4-4-20 施設サービス利用者数の推計

(単位：人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護老人福祉施設	72	72	72	72
介護老人保健施設	14	14	14	16
介護医療院	3	3	3	3
合 計	89	89	89	91

(注) 介護療養型医療施設については令和5年度末で廃止

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

町内施設のほか、引き続き近隣市町の事業所の利用も見込んでいます。

表 4-4-21 介護老人福祉施設の目標量

(単位：人/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
サービス量	72	72	72	72

②介護老人保健施設（老人保健施設）

町内に該当施設はありませんが、引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-22 介護老人保健施設の目標量

(単位：人/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
サービス量	14	14	14	16

③介護医療院

町内に該当施設はありませんが、近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-23 介護医療院の目標量

(単位：人/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
サービス量	3	3	3	3

(注) 介護療養型医療施設については令和5年度末で廃止

(6) 介護予防サービス量の見込み

介護予防サービス量は、いずれも今までの利用実績及び国が示した見える化システムを基にして、本町の実情に合わせ調整し、推計しています。

①介護予防訪問入浴介護

軽度者を対象としているサービスであるため、サービス量を見込みません。

②介護予防訪問看護

表 4-4-24 介護予防訪問看護サービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	269	274	274	302

③介護予防訪問リハビリテーション

今後もサービスの利用が想定されるため、引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-25 介護予防訪問リハビリテーションサービス目標量 (単位：回/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	180	180	180	216

④介護予防居宅療養管理指導

表 4-4-26 介護予防居宅療養管理指導目標量 (単位：人/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	24	24	24	24

⑤介護予防通所リハビリテーション

表 4-4-27 介護予防通所リハビリテーション目標量 (単位：人/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	240	240	240	264

⑥介護予防短期入所生活介護

表 4-4-28 介護予防短期入所生活介護サービス目標量 (単位：日/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	202	202	202	202

⑦介護予防短期入所療養介護

サービスを提供する事業所がなく、軽度者を対象としているサービスであるため、サービス量を見込みません。

⑧介護予防特定施設入居者生活介護

町内には該当施設はありませんが、引き続き近隣市町の事業所の利用を見込んでいます。

表 4-4-29 介護予防特定施設入居者生活介護サービス目標量 (単位：人/月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
サービス量	1	1	1	1

⑨介護予防福祉用具貸与

表 4-4-30 介護予防福祉用具貸与サービス目標量 (単位：人/年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
サービス量	444	456	456	492

⑩特定介護予防福祉用具購入

表 4-4-31 特定介護予防福祉用具購入サービス目標量 (単位：人/年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
サービス量	12	12	12	12

(7) 地域密着型介護予防サービス量の見込み

地域密着型介護予防サービス量は、第8期計画期間中の実績や整備状況を勘案して推計しています。

①介護予防認知症対応型通所介護

サービスを提供する事業所がなく、介護予防通所介護による対応を行っているため、当面はサービス量を見込みません。

②介護予防小規模多機能型居宅介護

サービスを提供する事業所がなく、当面はサービス量を見込みません。

③介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

軽度者を対象としているサービスであるため、当面はサービス量を見込みません。

(8) 介護予防住宅改修

表 4-4-32 介護予防住宅改修サービス目標量 (単位：人/年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
サービス量	24	24	24	36

(9) 介護予防支援（ケアプランの作成）

48 ページの表 4-4-1 「居宅サービス利用者数の推計」を基に見込んでいます。

表 4-4-33 介護予防支援サービス目標量 (単位：件/年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
サービス量	672	672	672	708

5 地域支援事業の見込み

地域支援事業の量は、いずれも第8期計画期間中の利用実績（見込）を基に推計しています。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定者や介護が必要な状態になるおそれのある高齢者の自立支援や介護予防の取り組みとして、これまで実施してきたサービスの他、ボランティア等による一人ひとりの生活に合わせた柔軟で多様なサービスの提供に努めます。

高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つからなります。

①介護予防・生活支援サービス事業

要支援の人や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られる人が対象の事業です。

ア. 訪問型サービス

（ア）訪問介護相当（専門職が提供）

介護予防を目的として、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）などの専門職によって入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の支援を行うサービスです。

表4-5-1 訪問型サービス（訪問介護相当）目標量 （単位：人/年）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
サービス量	144	144	144	144

イ. 通所型サービス

（ア）通所介護相当（専門職が提供）

通所介護施設で、食事や入浴などの生活支援と軽体操などを日帰りで行います。

表4-5-2 通所型サービス（通所介護相当）目標量 （単位：人/年）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
サービス量	360	360	360	360

(イ) 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

保健・医療の専門職が、高齢者の生活行為の改善、日常生活の活動性を高め、家庭や社会への参加につなげることを目的に、通所と訪問による短期間（週1回約3カ月間）の短期集中予防サービスを実施します。

対象者は、要支援者及び事業対象者のうち虚弱、運動機能の低下、閉じこもりが認められる人としてします。

また、教室終了後も引き続き取り組めるようフォローアップ支援を行います。

表4-5-3 通所型サービス（通所型サービスC）目標量 (単位：回/年 人/年)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
実施回数	36	36	36	36
サービス量	130	130	130	130

ウ. その他の生活支援サービス

日常生活で支援が必要な高齢者が地域で安心して生活できるように、有償ボランティアによる生活支援サービスを実施します。

今後、どのようなサービスが必要か地域ケア会議や、協議体等で検討していきます。

表4-5-4 生活支援サポーター派遣事業目標量 (単位：人/年)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
利用実人数	3	3	3	3

エ. 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、要支援者等の自立支援を目的として、その心身の状態、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等が包括的かつ効率的に提供されるよう専門的視点から必要な援助を行います。

表4-5-5 介護予防ケアマネジメント目標量 (単位：件/年)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
サービス量	300	300	300	300

(注) 要支援1・2の人のうち、福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションを利用されている人のケアプランは、介護予防給付の介護予防支援（ケアプランの作成）になります。

②一般介護予防事業

地域において、自主的に行われている介護予防活動を育成・支援し、高齢者がいきいきと活動できるよう、高齢者を支える人も含めて対象とします。また、介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

高齢者の「疾病予防・重症化予防」や「生活機能の維持」の多岐にわたるニーズに対応しきめ細やかな支援を行うため、KDB(国保データベース)を活用した医療・健診・介護の多面的な情報を一括して把握し、対象者を絞った生活習慣病重症化予防支援や通いの場を活用したフレイル予防の支援を行います。

また、介護予防と高齢者の保健事業を一体的に実施し、さらに参加者等の評価を行うことでPDCAサイクルに沿った効果的な事業を実施します。

ア. 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を有する人を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。地域からの情報提供等により、介護予防を必要とする高齢者の早期発見に努めます。

表 4-5-6 介護予防把握事業目標量

(単位：回)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
フレイルチェック数	200	200	200	200

イ. 介護予防普及啓発事業

介護予防に資するため、パンフレット等を活用した基本的な知識の普及啓発や介護予防に関する講座を開催する事業です。

生活習慣病予防や介護予防、健康に関する正しい知識、健康寿命延伸やフレイル予防についての知識に関する普及事業を実施し、介護予防の重要性についての意識啓発に努めます。

表 4-5-7 介護予防普及啓発事業目標量

(単位：回、人)

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
健活くんねっぶ 出前講座	実施回数	30	30	30	30
	参加延人数	250	250	250	250
そ の 他	実施回数	5	5	5	5
	参加延人数	50	50	50	50

(注) その他～地域のいいね発表会、その他健康教育

ウ. 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業です。

地域活動組織等への介護予防に対する取り組みの紹介や、介護予防に資するボランティア等の人材育成の研修等を通じて、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行い、住民の主体的な取り組みを社会福祉法人訓子府町社会福祉協議会と連携し推進します。

また、介護予防に携わる介護支援専門員やサービス事業所職員等の専門職を対象とし、地域の専門職のケアの質の向上を目的とし、介護予防や自立支援と重症化予防等の理解を深める学習の機会を提供します。

表 4-5-8 地域介護予防活動支援事業目標量

(単位：箇所、回、人)

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
地域活動組織支援	実施箇所	2	2	2	2
	実施回数	5	5	5	5
	参加延人数	50	50	50	50
ささえあいサポーター養成講座	開催回数	2	2	2	2
	参加延人数	20	20	20	20
専門職スキルアップ支援	開催回数	2	2	2	2
	参加延人数	40	40	40	40

エ. 一般介護予防事業評価事業

事業評価指標に基づき、事業評価を行う事業です。年度ごとの事業評価指標を設定、事業評価を実施し、介護予防事業については、効果的かつ継続的な事業展開が図れるよう努めます。

オ. 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を推進します。

表 4-5-9 地域リハビリテーション活動支援事業目標量

(単位：回、人)

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
リハビリ評価支援事業	実施回数	4	4	4	4
	参加延人数	16	16	16	16
いきいき百歳体操支援 (リハ職支援)	実施回数	10	10	10	10
	利用延人数	80	80	80	80

(2) 包括的支援事業

①包括的支援事業（地域包括支援センター運営）

訓子府町地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における総合的な高齢者のケアマネジメントを担う中核機関として、平成18年に創設されました。

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、次のことを行います。

ア. 総合相談支援事業

高齢者の各種相談や訪問活動、民生委員児童委員をはじめとした関係機関からの情報提供により実態把握を行い、支援を必要とする高齢者の把握に努め、必要な支援につなぎます。

表 4-5-10 総合相談支援事業目標量

(単位：件)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
相談件数	250	250	250	250

イ. 権利擁護事業

認知症高齢者の増加に伴って、成年後見制度をはじめとする権利擁護のための制度のニーズも高まっていくことが見込まれています。また、国の成年後見制度利用促進計画では、制度を利用する人が、適切に利用できるように地域体制の構築を目指すよう示されており、今後も引き続き、北見地域成年後見中核センターと協力し、地域連携ネットワークの構築や成年後見制度の利用促進に向けた周知・広報を進めていきます。

1) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者やその親族に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行い、本人やその親族等による申立てが困難な場合には、町長申立てのための支援を行います。

また、制度周知、支援の必要な人の発見、相談支援等を行う地域連携ネットワークを構築し、合わせてネットワークを維持し発展させていくためのコーディネーター役を担う中核機関（北見地域成年後見中核センター）と、ネットワークでの取り組みや課題を協議し、具体的な検討を深めます。

2) 権利擁護の推進

地域住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。

また、尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう「意思決定支援」の重要性や考え方が保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう継続的な普及啓発を行います。

3) 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認した上で、個々の状況に応じた適切な対応を行います。

4) 消費者被害の防止

訪問販売業者等による消費者トラブル、特殊詐欺等による被害を未然に防止するため、担当課（農林商工課）と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行います。

ウ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者個別の課題分析と支援の充実に向けた検討会議を地域ケア会議として、専門多職種や地域の関係者との協働の下に行い、これら個別ケースの検討の積み重ねを通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを地域全体に普及することにより、地域全体で高齢者を支えるネットワークを強化するとともに、高齢者の自立を支援する具体的な地域課題やニーズを把握し、社会基盤整備等、今後必要となる施策の反映につなげていきます。

表 4-5-11 地域ケア会議開催目標量

(単位：回 個別ケース会議のみ単位：件/回)

区分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
本 体 会 議		1	1	1	1
個別ケース検討会議		40/22	40/22	40/22	40/22
(再掲)	困難事例	10/8	10/8	10/8	10/8
	自立支援	8/2	8/2	8/2	8/2
	事例紹介	22/12	22/12	22/12	22/12
サービス調整部会		45	45	45	45
ケア検討部会		2	2	2	2
権利擁護部会		2	2	2	2

②包括的支援事業（社会保障充実）

平成 26 年の介護保険法改正により位置づけられた以下の事業を推進しながら、地域包括支援センターとしての機能を強化していきます。

ア. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築をするため、住民や地域の医療・介護関係者と地域・介護関係者と地域のめざすべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を進めていく事業です。

在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる下記の4つの場面を意識し、事業に取り組んでいます。

（1）日常の療養支援

多職種協働による医療の提供や家族支援を行います。

（2）入退院支援

入退院連絡票等を利用し、入院医療機関と在宅医療に係る機関とのスムーズな調整による入退院支援の実施を行います。

（3）急変時の対応

在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問看護の体制の検討を行います。

（4）看取り

住み慣れた自宅や介護施設等患者が望む場所での看取りの実施に向けて、令和5年度に北見保健所管内の介護施設への看取りに関する調査を実施しました。

今後は関係機関に対し看取りや意思決定支援等に関する研修の機会を設けます。

イ. 生活支援体制整備事業

高齢者の多様な日常生活での支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とし、介護予防・生活支援体制の整備を推進していきます。

「生活支援コーディネーター」を社会福祉法人訓子府町社会福祉協議会に配置し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化、サービスのマッチングを行い、充実した生活支援サービスの体制を整備していきます。

また、住民の有志による「協議体（ほっとなまちをつくり隊）」を町が設置し、「生活支援コーディネーター」と住民が協働により支えあいを推進します。

表 4-5-12 生活支援体制整備事業利用件数目標量

(単位：回、人)

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
協 議 体	例会	開催回数	10	10	10
		参加延人数	80	80	80
	地域活動	開催回数	1	1	1
		参加延人数	40	40	40
ささえあい 講演会		開催回数	1	1	1
		参加人数	50	50	50

ウ. 認知症総合支援事業

認知症施策推進大綱（令和元年 6 月 18 日認知症施策推進関係閣僚会議決定）では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視し、認知症に関する理解促進、相談窓口の周知、専門職の認知症ケア能力の推進、認知症の人の介護者の負担軽減の促進等を図ります。

(ア) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の早期発見・早期対応のために、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族を訪問し、医師の指導の下、地域包括支援センターの保健師等、複数の専門職が専門性を生かしながらチームで支援する「認知症初期集中支援チーム」の効果的な運用に努めます。

表 4-5-13 認知症初期集中支援チーム利用件数目標量

(単位：件)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
利用件数	3	3	3	3

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、地域における認知症ケアの向上を図る体制を構築します。認知症の進行状況に合わせて利用できる医療・介護サービスの情報をわかりやすくまとめたケアパスを作成し、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行います。今後も認知症の人を含めた住民の集いの場、介護や認知症の相談の場として、町内事業所の職員とともに、認知症カフェを開催し、本人・家族のニーズと認知症サポーター等地域ボランティアを繋ぐ支援体制を整備します。また、世界アルツハイマー月間に合わせ認知症ロビー展を開催し、地域における認知症の正しい知識の普及啓発を図ります。

表 4-5-14 認知症カフェ開催目標量

(単位：回、人)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
開催回数	12	12	12	12
参加実人数	15	15	15	15
参加延人数	50	50	50	50

エ. 地域ケア会議推進事業

保険者として包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために地域ケア会議の設置が義務づけられました。地域ケア会議の目標量は表 4-5-11 のとおりです。

(3) 任意事業

任意事業は、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくことができるようにするため、被保険者及び要介護者を現に介護する人に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする事業です。

①家族介護支援事業

ア. 家族介護教室の開催

要介護高齢者の状態の維持・改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法の習得、家族の健康づくりを目指した教室を開催します。

表 4-5-15 家族介護教室目標量

(単位：回、人)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
開催回数	2	2	2	2
参加実人数	10	10	10	10

イ. 認知症高齢者見守り事業

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症高齢者等 SOS ネットワークの協力機関、町内関係機関との連携を図ります。高齢者等見守り位置探索 (GPS) サービス助成などを通じ、認知症高齢者の安全の確保、介護者の経済的負担軽減を図ります。

また、地域見守り活動協定を結んだ事業所と連携し、見守り体制の構築に努めます。

表 4-5-16 認知症高齢者等 SOS ネットワーク連絡会議目標量 (単位：回)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
開催回数	1	1	1	1

表 4-5-17 高齢者等見守り位置探索 (GPS) サービス助成事業目標量 (単位：件)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
助成件数	2	2	2	2

ウ. 家族介護用品購入費助成事業

寝たきり等の高齢者を介護している家族の経済的な負担を因るため、低所得者対策として排泄の介護用品の購入費の補助を行います(月額助成限度額…4,000 円)。

表 4-5-18 家族介護用品購入費助成事業目標量 (単位：件、円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
助成件数	5	5	5	5
助成額	240,000	240,000	240,000	240,000

②その他の事業

ア. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度について、住民や高齢者に関わる関係者への制度の周知を図り、また、必要な人の利用につなげていきます。

表 4-5-19 成年後見制度利用目標量 (単位：件)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
利用件数	2	2	2	2

イ. 認知症サポーター等養成事業

認知症を早期に発見し速やかに対応できるよう、認知症サポーター養成講座を実施し介護者を含め地域住民へ認知症の正しい理解の普及啓発を図ります。また、養成講座を企画立案するキャラバンメイトの養成を推進します。

表 4-5-20 認知症サポーター養成講座目標量 (単位：回、人)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
開催回数	5	5	5	5
参加延人数	50	50	50	50

6 在宅福祉事業の目標量等

目標量は、いずれも第8期計画期間中の利用実績（見込）を基にして推計しています。

(1) 高齢者等の生活支援事業

①移送サービス

在宅で歩行困難により通院のためにタクシーの必要な人が、ほぼ同数と見込んで推計しています。

表4-6-1 移送サービス目標量 (単位：人、回)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	38	38	38
目標量	400	400	400

②愛の声かけ訪問

ひとり暮らしの高齢者が少しずつ増えることを見込んで推計しています。

表4-6-2 愛の声かけ訪問目標量 (単位：人、回)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	18	19	20
目標量	2,600	2,750	2,900

③訪問サービス

近隣とのコミュニケーションが困難な人が少しずつ増えることを見込んで推計しています。

表4-6-3 訪問サービス目標量 (単位：人、回)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	2	3	4
目標量	50	75	100

④除雪サービス

除雪を行うことが困難な人が少しずつ増えることを見込んで推計しています。

表4-6-4 除雪サービス目標量 (単位：人、回)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	51	52	53
目標量	408	416	424

(2) 介護予防活動支援事業

①ホームヘルプサービス

介護保険の要介護認定外の人を対象となるサービスであるため、増えないものとして推計しています。

表 4-6-5 ホームヘルプサービス目標量 (単位：人、回)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	1	1	1
目 標 量	90	90	90

②ショートステイ

利用者の変動が少ないことから、増えないものとして推計しています。

表 4-6-6 ショートステイ目標量 (単位：人、日)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	31	31	31
目 標 量	120	120	120

③配食サービス

調理を行うことが困難な人が少しずつ増えることを見込んで推計しています。

表 4-6-7 配食サービス目標量 (単位：人、回)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	30	31	32
目 標 量	3,600	3,750	3,900

(3) その他の在宅福祉事業

①災害弱者緊急通報装置設置事業

ひとり暮らしの高齢者等で、病弱な人や身体が不自由な人に、緊急通報装置を貸出し、緊急時に迅速かつ適切な対応が図られる救援体制を整え、高齢者等の安全確保を図ります。

②高齢者等健やか住宅改造費助成事業

日常生活に介助を要する 65 歳以上の高齢者がいる世帯に対し、より快適な住環境の整備を図るため身体状況に対応する住宅改造ができるよう助成します。

介護保険の要介護認定者については、介護保険給付の支給限度基準を超える部分について助成します。

なお、改造の対象となる工種は介護保険で対象となるものとしています。

7 施設(介護保険施設以外)サービス量の見込み

サービス量の見込みは、いずれも第8期計画期間中の利用実績(見込)を基にして推計しています。

(1) 養護老人ホーム

身体上もしくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を対象としております。

表4-7-1 養護老人ホーム利用者見込量 (単位:人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	1	1	1

(2) ケアハウス(軽費老人ホーム)

表4-7-2 ケアハウスほなみ利用者見込量 (単位:人、カ所)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	17	17	17
定員数	17	17	17
施設数	1	1	1

8 保健事業の目標量等

健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに、重症化の予防を行い、高齢者が介護を要する状態に陥ることを予防し、その自立を促進・援助することを主眼とした保健事業を実施していきます。

令和2年度より、後期高齢者に対する保健事業については、国保の保健事業と介護保険の地域支援事業と一体的に取り組んでいます。

(1) 健康教育

特定健康診査の結果等を踏まえた地域の健康課題や健康づくりに関する正しい情報提供を行い、自らの健康は自らが守り、自らつくるという意識を高め、生活習慣の改善、特に病態別及び個別の状況にあわせた健康教育を実施します。

また、訓子府町健康増進計画の活動にあわせ、健康推進員等の協力を得ながら地域での健康づくりを進めていきます。

① 集団健康教育

地域の健康づくりを推進していく自主活動組織に対し、自らの生活を振り返って見直し、改善ができるよう健康教育を実施します。

表 4-8-1 集団健康教育目標量 (単位：回、人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 施 回 数	32	32	32
65歳以上延指導件数	210	230	230

(2) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、個別の身体状況、健康状態にあわせた健康相談を実施します。また、利用者拡大に向けた周知を図ります。さらには、健康診査を受けた人に個別相談を実施し、生活習慣の改善に向けた支援を行います。

① 総合健康相談

一般の健康相談事業や特定健康診査等で栄養や運動などの保健指導が必要な人に対し、総合健康相談を実施します。

表 4-8-2 総合健康相談目標量 (単位：人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
65歳以上延指導件数	270	270	270

②重点健康相談

重点健康相談として、歯周疾患予防、糖尿病等の重症化予防を実施します。

表 4-8-3 重点健康相談目標量

(単位：回、人)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実 施 回 数	36	36	36
65 歳以上延指導件数	110	120	120

(3) 健康診査・特定保健指導

訓子府町特定健康診査・特定保健指導計画の目標値を実現するために、特定健康診査の周知及び受診勧奨を行います。後期高齢者医療制度の加入者には、後期高齢者健康診査を実施していきます。

健康診査受診者に対しては、自身の結果への関心を高め、生活習慣の改善につながるよう事後指導の充実を図ります。

また、特定健康診査にて動機付け支援・積極的支援となった人に対し、訓子府町特定健康診査・特定保健指導計画で定めた目標値を目指し支援を行います。

表 4-8-4 訓子府町特定健康診査・特定保健指導実施計画の目標値

(単位：人、%)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
特定健康診査の 対象者 (40～74 歳)	1,086	1,056	1,025
特定健康診査の受診数	565	565	564
特定健康診査の受診率	52.0	53.5	55.0
特定保健指導の 対象者 (40～74 歳)	89	89	89
特定保健指導の実施数	54	54	56
特定保健指導の実施率	60.0	61.0	62.0

(注) 特定保健指導～特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクの高い人に対し、保健師、管理栄養士より行われる保健指導

表 4-8-5 訓子府町後期高齢者健康診査の目標値

(単位：人、%)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
後期高齢者健康診査の対象者	1,118	1,138	1,144
後期高齢者健康診査の受診数	168	171	172
後期高齢者健康診査の受診率	15.0	15.0	15.0

(注) 後期高齢者健康診査対象数については、介護保険計画の推計人口により算出

(4) 後期高齢者歯科健康診査

高齢者の歯周疾患の予防を普及し、歯の喪失予防及び健康増進を図るために後期高齢者歯科健康診査を実施します。

表 4-8-6 訓子府町後期高齢者歯科健康診査の目標値 (単位：人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
後期高齢者歯科健康診査実施数	50	50	50

(5) がん検診

がんによる死亡者数を減らすためには、早期発見、早期治療が重要であることから、胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺の各がん検診事業を実施します。また、ピロリ菌検査（胃がん検診）や超音波検査・HPV検査（子宮がん検診）などのリスク検診やPET-CT がん検診費用を助成し、検診内容の充実を図り、受診率の向上に努めます。

(6) 高齢者予防接種事業

高齢者のインフルエンザや肺炎球菌による肺炎の発症と症状の重症化を予防するため、予防接種法に基づき医療機関での個別の予防接種を実施します。制度の周知に努め、接種費用の一部を助成することで接種率の向上を図ります。

(7) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

高齢者の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行うため、保健事業と介護予防を一体的に推進していきます。地域の健康課題を把握するとともに、KDB（国保データベース）システムから提供される高齢者の医療・健診・介護の多面的な情報を活用・分析し、効果的な高齢者の健康づくりや疾病予防、介護予防等につなげていきます。

9 介護保険事業費の見込み

介護保険サービス量の見込みと地域支援事業の見込みを基に、令和6年度から令和8年度までの介護保険事業費の推計を行いました。

介護保険料は、3年間の介護保険事業費により算定することになっておりますので、常に負担と給付のバランスに着目し、中長期的な展望に立ちながら、介護保険事業の安定した財政運営を図ります。

表4-9-1 介護給付費の推計

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
居宅サービス	160,313	163,486	164,316	170,231
訪問介護	31,381	31,420	31,420	33,501
訪問入浴介護	1,828	1,831	1,831	1,831
訪問看護	12,066	12,081	12,081	12,081
訪問リハビリテーション	1,601	1,629	1,646	1,612
居宅療養管理指導	504	504	504	556
通所介護	29,608	30,277	30,595	32,036
通所リハビリテーション	10,452	10,466	10,466	10,882
短期入所生活介護	28,627	28,663	28,663	28,663
短期入所療養介護	4,308	4,313	4,313	5,532
特定施設入居者生活介護	26,989	29,031	29,031	29,031
福祉用具貸与	11,976	12,298	12,793	13,533
特定福祉用具購入	973	973	973	973
地域密着型サービス	79,940	80,040	80,040	80,040
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,729	1,731	1,731	1,731
認知症対応型通所介護	2,080	2,082	2,082	2,082
認知症対応型共同生活介護	56,450	56,521	56,521	56,521
地域密着型通所介護	19,681	19,706	19,706	19,706
住宅改修	1,618	1,618	1,618	1,752
居宅介護支援	19,948	19,973	20,362	20,958
介護保険施設サービス	278,778	279,131	279,131	285,711
介護老人福祉施設	221,960	222,241	222,241	222,084
介護老人保健施設	45,745	45,803	45,803	52,540
介護医療院	11,073	11,087	11,087	11,087
介護給付費計（小計）…（I）	540,597	544,248	545,467	558,692

表 4-9-2 予防給付費の推計

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護予防サービス	14,639	14,772	14,772	16,275
介護予防訪問看護	1,847	1,879	1,879	2,125
介護予防訪問リハビリテーション	589	590	590	708
介護予防居宅療養管理指導	196	196	196	196
介護予防通所リハビリテーション	6,579	6,587	6,587	7,432
介護予防短期入所生活介護	889	890	890	890
介護予防特定施設入居者生活介護	714	715	715	715
介護予防福祉用具貸与	3,510	3,600	3,600	3,894
特定介護予防福祉用具購入	315	315	315	315
介護予防住宅改修	2,165	2,165	2,165	3,248
介護予防支援	3,209	3,213	3,213	3,385
予防給付費計（小計）…（Ⅱ）	20,013	20,150	20,150	22,908
総給付費（合計）…（Ⅰ）+（Ⅱ）	560,610	564,398	565,617	581,600

表 4-9-3 地域支援事業費の推計

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	12,129	12,129	12,129	11,366
包括的支援事業費	11,265	11,265	11,265	10,742
地域支援事業費 合計	23,394	23,394	23,394	22,108

表 4-9-4 標準給付費等の推計

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
総給付費	560,610	564,398	565,617	581,600
特定入所者介護サービス費等	31,169	31,481	31,936	33,064
高額介護サービス費等	14,360	14,508	14,717	15,193
高額医療合算介護サービス費等	2,753	2,777	2,817	2,961
審査支払手数料	438	441	448	471
地域支援事業費	23,394	23,394	23,394	22,108
標準給付費等 合計	632,724	636,999	638,929	655,397

10 介護保険料及び利用者負担

介護保険事業に要する費用の財源は公費（国・道・町）と保険料（第1号・第2号）に分かれており、その負担割合は法令で定められています。65歳以上の第1号被保険者には、上記費用の23%を介護保険料として負担していただいています。

第8期計画期間は介護保険料基準月額を5,650円と定めていました。

第9期の介護保険料は、71ページの表4-9-4標準給付費等の推計と、47ページの表4-3-1所得段階別の第1号被保険者数の推計の、それぞれ3年間の合計により算定します。高齢化の進展の影響を抑制するため、町の介護給付費準備基金を計画的に取り崩し、第1号被保険者の保険料の上昇を抑えます。

これにより、令和6年度から令和8年度までの介護保険料基準月額を5,650円に据え置きました。

また、第9期推計と同条件と仮定した場合、介護保険料基準月額については、現役世代が急減する令和22年（2040年）の第14期（令和21年度～令和23年度）で7,703円が見込まれております。

介護サービス利用時にかかる費用については、所得額に応じて利用料の1割から3割を自己負担していただきます。

なお、低所得者の人には費用負担が過重にならないように、次のような負担軽減制度がありますので、その周知を積極的に行います。

○特定入所者介護サービス費支給

住民税非課税世帯で預貯金等が単身世帯で1,000万円以下、夫婦世帯（世帯分離している配偶者含む）で2,000万円以下の人を対象に、介護保険施設及び短期入所サービス利用時の食費・居住費（滞在費）の負担を軽減します。

○高額介護サービス費支給

同一月に利用したサービスの利用者負担の合計額が自己負担限度額を超えたときに、超過分を払い戻しします。全ての人を対象ですが、住民税の課税状況等により自己負担限度額が異なります。

○高額医療合算介護サービス費支給

年間の介護保険と医療保険の利用者負担（自己負担）合計額が自己負担限度額を超えたときに、超過分を払い戻しします。合算対象は医療保険上の同一世帯員で、介護保険と医療保険の両方に利用者負担（自己負担）がある世帯が対象です。住民税の課税状況等により自己負担限度額が異なります。